

## ◆対象となる講習

### 平成29年10月1日以降実施する

- フォークリフト運転技能講習（31 時間（4 日）コース）
- 高所作業車運転技能講習（B資格）
- 玉掛け技能講習

## ◆教育訓練給付金とは

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部の支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

## ◆支給対象は（受講者本人（個人）が給付対象となります）

受講開始日現在で雇用保険の被保険者等であった期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、受講開始日時点で被保険者（※1）でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大4年以内）であること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

支給対象者および支給要件については、細かく決められていますので、あらかじめ受給資格の有無について、ハローワークに照会・確認しておくことをお勧めします。

## ◆支給額は

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

## ◆支給申請までの流れ

